

令和4年第4回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和4年12月7日(水曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 今井 健児	2番 芝間 教男	3番 中島 健男
4番 中村 茂弘	5番 森澤 文王	6番 今井 清
7番 村田 桂子	8番 榎本 真弓	
10番 滝沢寿美雄		12番 田中 三江

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 10名

1. 欠席議員 2名 9番 森本 信明 11番 今井 英昭

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 両角正芳	副町長 小平春幸	教育長 塩澤勝巳
総務課長 齊藤明美	町民課長 荻原義行	企画課長 竹重和明
教育次長 羽場雅敏	建設環境課長 篠原英男	
産業振興課長 櫻井 豊	会計管理者 羽場厚子	
たてしな保育園長 山口恵理	庶務係長 田口 仁	

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 今井一行 書記 伊藤百合子

散会 午後0時02分

議長（田中三江君） おはようございます。これから本日、12月7日の会議を開きます。

報告します。9番、森本信明君、11番、今井英昭君から欠席届が出ております。

本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンの議場固定カメラからの取材撮影及び生中継、広報たてしなの取材撮影をそれぞれ許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付しましたとおりです。

◎日程第1 一般質問

議長（田中三江君） 日程第1 一般質問を行います。

なお、11番、今井英昭君が欠席のため、本日12月7日の一般質問は、8番、榎本真弓議員、1番、今井健児議員の一般質問の開始時刻を繰り上げて行います。

通告順6番を除く7番及び8番の一般質問を行います。

初めに、**8番、榎本真弓君**の発言を許します。

件名は **1. 相続登記義務化の周知・広報について**です。

質問席から願います。

〈8番 榎本 真弓君 登壇〉

8番（榎本真弓君） おはようございます。8番、榎本です。

通告に従いまして、ただいまから質問をさせていただきます。

本日の質問は、やはり町民の皆様によく知っていただき、これから取り組んでいただかなければいけないという、大変皆様のご協力をもってするものですので、答弁のほうも町民の方に分かりやすくお願いしたいと思っております。それでは、質問をさせていただきます。

相続登記義務化の周知・広報について。

平成30年度、国土交通省土地白書では、所有者不明土地は、日本全土で約410万ヘクタールに相当するとされており、この広さは日本全国の国土の24%、そして、この広さをまとめますと九州全土の土地面積を上回る広さということです。

また、民間調査、所有者不明土地問題研究会によると、所有者不明土地の経済的損失は2017年から2040年までの累積で約6兆円規模になると発表しています。

さらに、民間の空き家・空き地管理センターの調査では、相続登記が義務化されることを空き家の所有者の76%が知らないということです。また、空き家の相続について家族と話し合いをしているかという問いに対しては、「ある」は33.3%、「対話はない」というのが67.7%、これは2021年度の調査になりますが、基本家族の方と対話をされていないということが大きな課題と思います。

建物も空き家になってしまえば傷むのは早い、空き家が原因で起こる風景や景観の

悪化、空き地もごみの不法投棄が発生をし、地域に与える影響は大きいです。

令和6年、相続登記、住所等変更登記など申請が義務化されます。正当な理由がなく義務に違反した場合は、10万円以下の過料が科せられる場合もあります。

2023年4月1日より順次施行される不動産登記法について質問をいたします。

相続登記、住所等変更登記など申請が義務化される、建物や土地など町民の財産に直結する制度に対し、行政の広報・周知の責務は重要と考えます。現状を伺います。

議長（田中三江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） おはようございます。それでは、榎本議員の質問にお答えをさせていただきます。

第204回通常国会において、所有者不明土地の解消に向けた相続登記の義務化などを盛り込んだ民法、不動産登記法の改正や相続登記などにより取得した土地を手放すための制度に関する法律として、相続土地国庫帰属法が成立をいたしました。

この法改正等の背景には、相続登記がなされないことなどにより所有者不明土地が増えることで、これは先ほど議員のほうからも言われましたけれども、土地の管理不全による景観や環境の悪化、隣接地への悪影響、公共事業や復旧・復興事業が円滑に進まないなど、土地の利活用を阻害している現状の問題点から、今後においても高齢化の進展による死亡者数の増加などにより、所有者不明土地問題はますます深刻化するおそれがあることから、これら社会問題の解決を図るための法改正でございます。

所有者不明土地とは、不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない土地や所有者が判明しても、その所在が不明で連絡がつかない土地のことであり、令和2年国交省の調査では、国内で24%の土地がこれに該当するとの結果であり、この発生原因としては、相続登記の未了が63%、住所変更登記の未了が33%とされているところでございます。

今回、所有者不明土地等の発生予防と事業の円滑化の両面から、総合的に見直しがされておりますが、1つとして、土地建物等の利用に関する民法の見直しについては令和5年4月1日から、2つ目として、土地を手放すための相続土地国庫帰属制度の創設は令和5年4月27日から、相続登記の申請義務化は令和6年4月1日からと順次施行されることになりますので、国、関係機関におきましては、住民への周知が大変重要になってまいります。

町といたしましても、関係機関との連携を図る中で、十分にご理解をいただけるよう対応してまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

議長（田中三江君） 榎本真弓君。

8番（榎本真弓君） 続けて質問いたします。総務課長よろしく申し上げます。

今回の法改正で、一番やはり町民の方たちに影響するものです。行政は大変その信頼度が高く、行政からの連絡・周知・広報に関しては、やはり皆さんも大きく耳を傾けてくださると思っています。

一番動いていただかなければいけない町民の皆さんに対して、今後、法改正によってどのように変わってくるのか、そして主に何をしなければいけないのか、答弁を求めます。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

今回の不動産登記法の一部改正においては、所有者不明土地等の発生予防の観点から、その主要な発生原因である相続登記の未了や住所等の変更登記の未了に対応するため、これまで任意とされていた相続登記や住所等の変更登記の申請が義務となるものでございます。

具体的には、相続登記の関係では、相続等により不動産の所有権を取得した相続人に対し、その取得等をした日から3年以内に相続等を原因とする所有権移転登記申請をすることが義務づけられ、正当な理由がないのにその申請を怠ったときは10万円以下の過料の対象になります。

例えば、相続人の間で遺産分割の話合いが整った場合、その結果を踏まえた登記をすることになります。話合いが難しいような場合には、ひとまず今回新たに創設された相続人申告登記の手続を取ることで義務を果たすこともできますので、法務局や登記の専門家である司法書士へのご相談をご検討いただければと思っております。

次に、住所等の変更登記の関係では、所有権の登記名義人の氏名もしくは名称、または住所について変更があったときは、その変更の日から2年以内にその変更登記の申請をすることを義務づけるとともに、正当な理由がなくその申請を怠ったときは5万円以下の過料の対象になります。

この過料につきましては、義務化による厳罰化ではなく、自発的に相続登記申請が行われるようにするための規定であります。認知不足が生じないよう、法の趣旨にのっとり適正に申請手続をしていただけるよう、関係機関の情報により周知に努めてまいりたいと考えております。

あわせて、相続登記の申請義務化は、令和6年4月1日に始まりますが、それ以前の相続でも不動産の相続登記がされていないものは義務化の対象となりますので、該当される皆様には不動産の確認等をされ、対応いただければと思っております。

また、制度改正と併せ、登記手続の費用負担を軽減して相続登記を促進するために、平成30年度から一定の相続登記に係る登録免許税の免税措置が設けられており、今年度はその適用期限が3年延長されるとともに、適用対象となる相続登記の範囲も拡充されるなどの見直しもされているところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 榎本真弓君。

8番（榎本真弓君） 今丁寧な答弁を頂きましたが、やはり今だけの答弁では、なかなか町民の方は理解しにくいとなります。これから最終的に町長にどういうふうな相談窓口を設けるかということが最後の目的になりますけれども、やはり町民の皆様へ寄り添って、やはり相談を受けて、過料になんかならないように、やはりきちんとした相続の登記申請が行われるようサポートしていただきたいと思うことであります。

当然町のほうは、これから周知広報、積極的に行われるんでありましようが、では、なぜ相続登記がされていないと不具合なのか。当然総務課長は今回ホテルの関係で大変苦勞をされた経過があります。また期間も費用もかかりました。

これは再質になりますけれども、立科町には所有者不明の土地建物、数字は要りませんが、現実あるのかどうか、手元に資料はなくても、数字は要りませんので、あるかないかだけちょっと答弁いただけないでしょうか。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

固定資産税の課税客体といたしまして調査をしている中では、所有者不明土地等については確認をしておりません。相続登記がされておられませんでも、その相続人の代表者ということで選任をしていただきまして、その方に課税をしているという状況でございます。

以上です。

議長（田中三江君） 榎本真弓君。

8番（榎本真弓君） 基本そうすると、所有者が不明ではないということで、きちんと持ち主、その納税もされる方の対象者は分かっているということでよろしいですね、分かりました。

それでは、次に建設課長に質問をさせていただきます。

今回本当にご苦勞いただいて、立科町の空き家対策計画を策定をしてくださいました。これだけ調べ上げるのも大変なものだったと本当にご苦勞を評価いたします。

ただ、その調べたことで、これからどういうふうに立科町が動いていくかということが大きな問題なんですけれども、今私が前段で質問したのは、土地に関して不明というものが立科町はありませんけれども、空き家に関してはどうなのかというのもちよっと続いて質問をさせていただきます。

ただ、立科町の空き家対策計画という後半の中にも、今後どうしなきゃいけないかということは書いてありますので、まず、最初にこの空き家対策計画を拝見させていただいたときにちょっと気になった項目がございますが、この16ページに、調査対象地区が書いてあるんですけれども、空き家の実態調査の調査に関する事項のところ、空き家の実態調査のところ、読ませていただきますが、「令和3年度に蓼科地区を除く町内の区域を対象とした空き家等の調査を行い、一定の把握を行いました。空き

家等を対象とする調査は、今後も必要に応じて実施していくものとします」と記載されているんですが、そこでちょっと疑問に思ったのは、その「令和3年度に蓼科地区を除く」という記載があるんですけど、これはなぜ蓼科地区だけ除いたのか、そのあたりの答弁をちょっとお願いいたします。

議長（田中三江君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） お答えをいたします。

令和3年度に行いました空き家調査では、蓼科地区を除いて実施しております。

理由といたしましては、蓼科地区は町貸付地であること、別荘は定住していないため、近隣住民の情報もなく、外見の目視だけでは判断が難しいこととなります。

なお、今後、必要に応じて空き家調査を実施することになった場合につきましては、蓼科地区を含めて行うかについて、町貸付け担当課の意見も伺いながら検討することとなります。

以上となります。

議長（田中三江君） 榎本真弓君。

8番（榎本真弓君） 多分、今後は当然蓼科地区も入ってくるんだと思うんですが、先ほどのご答弁では、土地はそうでもないけれども、建物はやはり所有者が当然いるわけですよ。町の土地、これは空き家の調査ですので、土地は町のものかもしれないですが建物は違うから、ちょっと何で蓼科地区が除かれるようになってしまったかというのはちょっと疑問に思うところです。

当然これからまた調査もされるかもしれないけど、そこでちょっと追加をしていただきたいのは、未営業、要するに営業をされていない施設、ここも空き家という表現になってくると、やはり未営業施設はもう同じことになってくると思います。

完全に住んでいらないと、建物は本当に傷むっていうのはもう皆さんよくご存じのことで、営業施設も住んでいるならまだよろしいんですけども、やはりもう完全にそこがもう人が住まない状態の施設になってしまうと、もう劣化も早いし、当然管理も行き届かないという現状となります。

ですので、この空き家対策の中には、営業施設のこともちょっと調査対象に入れていかないと、特に蓼科地区は木が生えちゃうと、そこがもう見えなくなったりして、正直外観では見えないけれども、現実、建物はそこに残っているというところが正直何件かあります。それでいいのかどうかというのも大きな問題ですので、この計画の中には、これから見直しをするときにぜひ盛り込んでいただきたいと思います。これはちょっと答弁はもらえなくても結構です。当然進んでいくことだと思います。

では、次ですが、14ページにあります。これは空き家における課題というところになります。

5番目に所有者等の特定ができない空き家等への対応ということが書かれています。「空き家の所有者等が特定できない原因としては、相続登記がなされず、活用や処分

をしたくても関係権利者が多数に上り、合意が取れない場合や所有者等が町外に居住して、所有している空き家等の実態を把握していない場合などがあります。問題の解決には、町、関係機関及び専門事業者が連携・協力をして対策を講ずる必要があります」とあります。まさしく私の今回の質問がここにもうまとまっているようなものです。

やはり所有者がいれば、まだ話も進みますが、そうではない状態が大きな課題に空き家もなっているということです。これに対するもの、これからの進捗、進め方、そのあたりは、課長として答弁を求めます。

議長（田中三江君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） お答えをいたします。

空き家等の所有者が不明な場合という課題についてになりますが、空き家等の所有者の特定の仕方なんですけれども、空き家等の対策の推進に関する特別措置法に基づいて調査を行うような形がまず最初になります。

参考に大まかに順序を説明させていただきますと、まず最初に、役場にある地籍情報管理システム等を使い、所在地及びその土地の名義人を調査をします。必要に応じて法務局にごぞいます公図であったり、登記事項の証明書を取得してまいります。

次に、住民票、戸籍等により、登記名義人及びその相続人の存否及び所在を確認させていただきます。そこで、次にそれでも分からなかった場合等は、調査の手掛かりとしまして、近隣等への聞き取り等の調査を行います。

また、建物が未登記の場合では、土地所有者に建物の所有者に関する情報を確認し、建物所有者と思われる方に所有の事実を確認をさせていただきます。これらの調査でも確認ができない場合においては、固定資産税の情報により納税者等に確認をさせていただきますと考えております。このような調査で所有者等を特定してまいります。

中には固定資産税情報で現在管理している方が分かると思いますが、このような調査をしても不明な場合、例えば相続人がいない場合などがございます。必要に応じて、このような場合は、財産管理制度などを活用するなど、それぞれの法令に応じた対応を取ることになります。

以上になります。

議長（田中三江君） 榎本真弓君。

8番（榎本真弓君） 立科町は本当に小さいので、いろんな意味で数も少ない。だけど、数が少ないからそのままにしておけばいいかということ、やはり空き家にしても土地にしても利活用ができなく、多分経済的損失は大きいと私は考えております。

今課長の答弁いただいたように、いろんな形で追いかけて、所有者の特定が当然できる。先ほどのその納税で所有者不明ではない、いないということであるけれども、これから先の皆さんには、やはり協力を求めて、こういう不明にならないように動いていただかないといけないと思います。

今回の計画、空き家対策だけになっていますけれども、この空き家対策の計画に対して不動産登記法が当然記載されていません。見直しがこれからされるということ、いつも定期的にするんですが、不動産登記法、これを記載するべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（田中三江君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） お答えをいたします。

今回行われる不動産登記法の改正については、立科町空家等対策計画に記載するかどうかということにつきましては、空き家の計画期間は令和8年度までの5年間としておりますので、次期計画策定時の検討となるかと考えております。

なお、不動産登記法の改正につきましては、立科町空家等対策計画への記載の有無にかかわらず、家屋や土地を相続した場合に、相続登記が令和6年4月1日から義務化されます。もし相続登記がお済みでない方は、国等により広報も行われると思いますので、これを機にご確認を頂ければと思います。

以上になります。

議長（田中三江君） 榎本真弓君。

8番（榎本真弓君） 記載は令和8年ということで、これは文言が載るか載らないかの違いだけなので私はいいと思うんですが、今回質問の通告は出していないので、ちょっと心にとめておいていただきたいのは、町民課の私が前回質問をしましたお悔みの相談窓口ということになるんですが、町民課の事務的なところでは多分、この相続登記の義務化のことはまだ載せていないと思うんです。

ですので、やはりいろんなことがあった後ですから、すぐには厳しいとは思いますが、そういったところに終活もされるような環境もつくってあげるのが本当は一番よくて、亡くなられたから相談に行くではなくて、亡くなる前からご本人が自分でいろんな、家族に迷惑をかけないために何をしていたらいいのかなという、ある意味で本当によく言う終活です。この終活のサポートをどこかの担当課に本当はしていただきたい。その中に当然、相続登記という義務化がされることもそこに加わってくるんじゃないかと思っています。

町民が困らないように、早め早めの相談窓口をぜひとも設置をしていただきたいと思います。これはどこが設置するのかは、ちょっとまだ私のほうでも言えませんが、担当に関係するところは、ぜひとも検討をしていただきたいです。

次に、3番目の土地所有者の管理のための対策計画を作成する考えはということで移らせていただきます。

今回、空き家はきちんと計画ができました。また、その先もどういうふうにしていくか、当然シミュレーションできるんですが、所有者不明土地の管理や活用のための対策計画を作成する考えはということで③として質問を上げています。これに対して総務課長、お願いします。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

総務課におきましては、先ほど申し上げましたように固定資産税の課税客体として土地家屋等の把握をしております。相続財産につきましては、相続登記後の所有者、または相続人の代表者への賦課徴収を行っているところでございます。

所有者不明土地についての対策計画をというご質問でございますが、今回の法整備によりまして相続登記が義務化されることで、所有者不明土地が解消されていけば、土地所有者としての適正な管理を促すことも可能でございます。今回の改正法の施行後の状況を注視したいと考えているところでございます。

また、所有者不明土地に限らず、所有者が判明していても適正に管理、保全されていない土地があり、農地や山林なども含め、その土地の用途に基づいた活用促進については課題があると認識をしているところでございます。

今回の法改正により、創設されました相続土地国庫帰属制度は、土地の利用ニーズの低下等によりまして、土地を相続したものの、土地を望まず取得した所有者の負担感の増大による管理の不全化を解消するための制度でございます。要件に該当し、申請者が10年間分の土地管理費相当額の負担金を納付をした場合には、国庫に帰属され、普通財産として国が管理処分することができるという内容でございます。まずは相続登記申請が適正に行われることが重要と考えているところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 榎本真弓君。

8番（榎本真弓君） どの質問をしても、やはり所有者が自ら動かなければいけないということが今回の周知・広報の根幹です。やはり相続登記というのは、これまで何もしなくても全然問題なかったし、また、費用も手間もかかるので、つつい後回しにしていたのが現実だと思います。

だけど、今回それが大きな、九州全土にまで広がるような土地とか、それが所有者が分かっているならば、また対応もできるし、またいろいろこの後の利活用もできるんですが、それが結局できない状態で分からない、ほったらかしになっているということは大変大きな損失になります。

立科町の中では、まだ利活用という形にはされていませんけれども、転売したり、また持ち主が変わったりするときには、当然相続登記がきちんとなされていないと、その先へ進んでいかない。

私も友人のサポートを頂いて、自分でやれますよという言葉が頂戴したことがあって、自分自身で相続登記やりました。勉強のつもりでやりましたけれど、決して難しくはないです。法務局にもきちんと司法書士の方がいて、どういうふうにするかを全部教えてくれますので、自分でやってみると本当に勉強にもなりますし、また、さらにきちんと最後まで登記が済んで自分の名義になれば、この後、今後次に引き継ぐた

めにも大変楽なものになってきます。

今までは任意だったからこそ、やらないで終わると、もう本当にどんどん複雑になっていきます。皆さん家族が亡くなったり、次の家族がまた財産相続の方たちの権利者が増えていく。なので、本当に早くきちんと整理をするということが、いかに簡単に終わるし、また費用もかからないということでもあります。

それで、次の4番目の質問を併せてしますが、管理者の関係です。

所有者がいてもいなくても、町内にいてもいなくても、その関係者は皆さん、自分でやはりいろんな情報を収集しようとして調べていきます。やはり立科町に直接電話をして聞くというほどの内容でなく、また、そこにたどり着く前に、よくあるQ&A方式、一般の質問があったものをQ&A方式でホームページで掲載をし、それを周知・広報という活用をして頂けるように、丁寧に発信をするというのはやらないといけないことではないでしょうか。これはどちらの課でご答弁いただけるんですか、ホームページに関して。総務課長、ではお願いします。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） それではお答えいたします。

ホームページ等での周知・広報等につきましてですが、今回の法改正に関係する登記については、法務省の所管によりまして、全国の法務局をはじめ、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、相続登記相談センターなど、専門窓口で相談を受け付けていると確認をしております。

今回の改正は、幅広く住民に大きな影響を及ぼすことから、関係機関の協力や様々な場所や機会を活用した効果的な周知・広報が計画をされております。この11月中旬には、町に対してポスターの掲示ですとか、パンフレットの配備について依頼がありましたので、既に窓口に設置をしております。

議員ご質問の今後Q&A等のホームページ等の掲載についてということにつきまして、これら関係機関の情報等をつかみまして、確認をした上で適切に対応をしてみたいと考えているところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 榎本真弓君。

8番（榎本真弓君） それでは、続けて総務課長にお伺いしますが、先ほどの納税通知書を発行するときに、当然納税通知書に今回の法改正のチラシは入れる予定はありますでしょうか。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） 今後になりますけれども、広報たてしな、ホームページ、もちろん納税通知書等を発送時にそのような機会を捉えた周知ができればということで検討をさせていただければと思っております。

以上です。

議長（田中三江君） 榎本真弓君。

8番（榎本真弓君） 町が行う周知・広報に関してですが、これは特別交付税の措置の対象になるというふうに私のほうでつかんでおります。これは県より通知をされていると思いますが、特別交付税措置ということもあり、大きくいろんな費用がかかったとしても、目的を達成するために積極的に動いていただきたいと思います。

それでは、最後に町長にお伺いいたします。

相続登記の義務化に伴い、その周知・広報は行政として極めて重要と考えております。行政が行う周知・広報は大変信用もあります。絶大な効果もあります。

調査は、空き家調査に関しては十分できておりますが、空き家になってしまっただけでは、それはまた放置されてしまいます。

町民よりご意見を頂戴したのをちょっと言わせていただきますが、「空き家になってしまった、誰でもやりたくはない。でも、そうってしまった原因の1つ、相続登記手続がまずは済んでいないこと。2番目に、解体費用の負担が難しいこと。3番目に、解体した後の固定資産税が上がるのが心配。4番目に、仏壇や家財道具に愛着があり、処分に踏み切れず、そのまま置いてある。5番目、空き家バンク等、ほかの組織との連携にやはりちょっと躊躇しているということ。最後ですが、空き家になる前の対策が一番重要」と町民からご意見を頂戴しています。そういったことを考えると、やはり気軽に相談できる相談窓口をつくるべきではないかと私は思っております。

ここの5番目の質問のところ、相続登記制度の義務化の周知、広報は極めて重要。さらに対策では、法律専門家との連携やその予算の確保も必須。見解を伺うということで、町長に質問を提出させていただいています。この形で、相談窓口はまた後で答弁いただいても結構ですが、最初に町長の答弁を伺います。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

今議員おっしゃるように、法制度等が改正される場合には、以下に内容を理解していただけるか、これが大変重要なことだというふうに思っております。法務省におきましても、相続登記が様々なトラブルを防止することができる観点から相続登記を推進してきておりますけれども、今回の法改正に合わせ、議員もおっしゃっていますが、より周知・広報等に力を注いでいる状況であると承知をしております。

町といたしましても、制度の周知につきましては、当然関係機関との協力によって対応してまいりたいと考えております。また、相続登記についての問合せは、窓口につきましては、専門家である、議員もおっしゃっていますが、司法書士会や法務局などとなりますので、円滑につないでまいりたいということで、行政も自分たちだけでできるわけじゃございませんので、それぞれの関係機関あるいは専門家等の力も借りながら、当然のことながら円滑に進めてまいりたいという体制が必要かというふうに考えております。

議長（田中三江君） 榎本真弓君。

8番（榎本真弓君） 相談体制窓口というのは、どういう形でおつくりになる予定か、まだそこは詰めてお話はされていないということだと思います。

新年度予算も編成終わり、来年度スタートするんですけれども、今日が、私の質問が皆さんが動き出す一助になれば大変私もありがたいことだし、町民の皆さんの負担を軽くできるように、やっぱり少しずつ動いて行かなきゃいけないかと思います。

ただ、基本は先ほどのホームページとかでQ&Aも簡単に調べられるように掲載しておくのが、また町外にいる、遠くにいらっしゃる所有者の方たちが情報を収集できるということなので、ホームページのこともあるし、また直接窓口にかかってきて関係機関を紹介するというのも大事ですし、ずっと話をしたいところは、どうやっていいんでしょうかという、まずは最初の入り口の相談窓口で立科町の行政がなっていたらいいということだと思います。

基本は先ほどの町民の難しい、分からないというところのその不安を取り除いてあげなければ、この問題は本当に簡単にはいかないと思います。当然法務局に行くことだって、すごく勇気が要るし、心臓ばくばくで本当に高齢の方、または町民の方、時間もかけて行かなきゃいけないわけですので、司法書士さんに頼むのが一番早いけれど、司法書士さんに頼むとどうしても経費がかかってしまうということです。ですので、どちらを選択するかは、本当に所有者が決めなければいけないことなのでどうやるか、それでも、ちゃんと町としても相談体制は、窓口は取っていただきたいと思っています。

今回の相続登記の義務化になるものは、私は立科町のせっかくの土地をやっぱり生かされていないということが非常に大きな問題で、ちょっと昨日調べたのは、立科町の基準の地価、これは坪単価約4万1,000円なんですね。やはり1坪が4万1,000円の価値があるにもかかわらず、それが何も活用されていない。これが軽井沢になると約8倍に膨れ上がって1坪32万円の価値があるんです。これが何坪あるかによって相当な金額になるわけなんですけれども、これは全部町民の財産です。ですので、その財産を活用していただくことと、また、その財産が管理がされないで、逆に近隣に迷惑をかける悪玉みたいになっていたら大変もったいないし、周りとの関係性もよくないと思います。

一生懸命こうやって調べてくださった町民の方もいます。現実、町民の一人かもしれないけど、この方の思いを受け止めて、町全体をどうやっていこうかということを考えていただきたいと思っています。

サポートでNPOを立ち上げたらどうかというお話も頂いたこともあります。そういった、それは団体が関係者が自分たちで動くために、町ができることは予算を提供する、後ろから支えてあげるしかできない。やるのは現実、それに直面している人たちですが、町はそれを支えるから、ぜひとも前向きに進んでいただきたいということ

になると思います。

いつも町長おっしゃっているじゃないですか、やるのはその人たちだと、行政はそれを支えるんだっていう。ここをもう一度相談窓口、もう一回、町長のほうでどういうふうにするか答弁をお願いできますか。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） この問題は、非常にある意味では複雑、難しい問題でもあると思います。ただ、今議員おっしゃったように、確かにそのいわゆる入り口の部分、そのところで行政がいわゆる関わりを持っていくということになりますと、どこに責任があるかということも大変重要な問題でもございますので、今現在、この答弁の中ではっきりとこうしたほうがいいと、こういうふうに行行政やっていきますということは、なかなか言えない状況もございますが、一つには、私は日頃から、さっき議員がおっしゃったように一人一人、これは個人であろうと事業者であろうと、やはり個々が持っている責任というのは、その本人が責任を果たすべき自己責任だと申し上げています。

ただし、それに対するやっぱり行政というのは当然下支えをしていかなきゃいけないだと常々私は申し上げておりますが、その下支えという部分が、ただ単にいわゆる金銭的な予算的な問題だけで済む問題だけではありませんので、非常にここにはいろんなものが絡み合っていますので、それらは当然専門家の皆さん、あるいはそういった組織、そういった皆さんとのやはり連携が取れなければ、これもなかなか行政として前に進むことの難しさもあります。

これらについては、今日議員から意見を求められましたけれども、あくまでも意見として承りながら、今後どういう形が行政としてできるのか模索してみたいというふうに思っています。

議長（田中三江君） 榎本真弓君。

8番（榎本真弓君） 町長の本当にそのとおりだと私は思います。やるのは本当に責任者、管理者。空き家の対策計画もこれだけ調べて仕上げてくださいました。これはあくまでも資料ですので、これから先が大変重要なことで、町民の皆さんの財産、または町の財産をどう活用していくかが重要だと思います。

では、これでもう大体中身も分かりましたので、質問をまとめさせていただきます。

相続登記は、土地、家など不動産の所有者が亡くなった場合に、相続人への名義の変更を行う手続のことを指します。現在は期限が定められていないために放置をしても罰則はありません。費用もかかるために、自発的に行わなければどんどん後回しになり、やがて忘れてしまいます。

ただし、放置をしていますとリスクがあります。

1、遺産分割協議が難航します。時間の経過とともに新しい相続人が発生して、関係者が増え、複雑になります。

2番目、必要な書類の入手が困難になります。この必要な書類というのは、先ほど

の相続人の元の方の死亡届とか、そういったものを全て追いかけて、全部入手をしなければいけなくなる。なので大変その書類の入手が困難になります。

3番目、不動産の売却ができなくなる。名義変更が完了している必要があるからです。

やはり価値があるものを有効に活用できないというのは、大変もったいないと私は思います。令和6年からは義務になります。相続登記は、不動産所有者が専門家に任せるにしても、自分でやるにしても、自らが動いていただかないとできません。

国も問題解決に向け動き出しています。行政の周知・広報がその下支えになり、また、行政の周知・広報が大変安心感をもたらします。このことを行政の皆さんは認識をしていただいて、町民も不安に思っている問題を共に解決していただきたいと思います。本当に今日の質問が皆さんが動き出す一助になることを望みます。

以上で質問を終わります。

議長（田中三江君） これで8番、榎本真弓君の一般質問を終わります。

これで暫時休憩とします。再開は11時からです。

（午前10時52分 休憩）

（午前11時00分 再開）

議長（田中三江君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

次に、**1番、今井健児君**の発言を許します。

件名は **1. 第6次立科町振興計画に係る住民意識調査について**

2. 令和4年度重点指針の主要施策の振興公社設立準備・バイオマスボイラーの検討について

3. 風の子広場の重要性についてです。

質問席から願います。

〈1番 今井 健児君 登壇〉

1番（今井健児君） 1番、今井健児です。通告に従い質問をいたします。

まず初めに、第6次立科町振興計画に係る住民意識調査についてです。

本計画、令和7年度まで約2年間の期間があります。その間、様々な時代の変化が予想されると考えております。本調査を経て、計画策定までのプロセスをどのように考えているか、町長答弁をお願いします。

議長（田中三江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、現行の第5次立科町振興計画、いわゆる立科町しあわせプランは、計画期間が10年間の基本構想と、そしてまた5年間の基本計画から構成されております。特にこの基本構想及び後期基本計画が令和6年度をもって計画年度を終了すると、こういったことから本年度から令和6年度にかけて、令和7年度の初年度に向かって、令和16年度を目標年度とする基本構想、そしてまた令和11年度を目標年度とする前期基本計画による第6次、ただいま第5次ですが、次回の第6次の立科町振興計画を策定をしままいります。

次期基本計画の策定に当たりましては、当町を取り巻く状況を的確に把握しながら、町の特性を生かした地域づくりの方向性を明らかにするとともに、10年後の町の目指す将来像等を掲げ、その目標に向かって、住民の視点に立った持続可能なまちづくりを目指した計画を作成したいというふうに基本的に考えています。

なお、令和2年3月に策定しました後期基本計画は、まち・ひと・しごと創生立科町総合戦略と一体化させ、分かりやすいとの町民からのご意見を頂いておりますので、次期計画の前期基本計画につきましても、総合戦略と一体化を検討していきたいというふうに考えております。

総合戦略においても施策を見直すとともに、数値目標、KPI、いわゆる目標達成するためのプロセスの達成度合いを図っていくということでもありますけれども、KPIの設定を行ってまいります。

策定に当たってのスケジュールにつきましては、担当課長から申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） 策定に当たってのスケジュールをお答えいたします。

本年度は、町内在住の18歳以上の住民の中から無作為に抽出した1,000人を対象に、住民意識調査を10月から11月にかけてアンケート形式で実施しており、今後は調査の集計や分析を行うなど、事業の必要性、優先的に取り組むべき重点施策の把握等を行います。また、住民意識調査結果のポイントや次期振興計画への反映の方向性などを職員において情報共有を図りたいと考えております。

令和5年度は、この調査結果を基に、各担当課等で現行計画の取組状況や現状、課題等を検証し、評価を実施します。その後、職員による計画策定委員会を設置し、素案を作成していきます。あわせて計画検討委員会を設置し、作成した素案の検討を行ってまいります。

令和6年度は、素案の作成検討を進め、素案をまとめ計画案とし、議会全員協議会への概要報告を経て、有識者による振興計画審議会へ諮問してまいりたいと考えております。あわせてパブリックコメントによる意見募集を実施します。

振興計画審議会での審議が終了後、答申を受け、基本構想の議会の議決後に公表す

る予定でございます。あくまで現時点での予定であり、時期等が前後することも考えられます。

以上です。

議長（田中三江君） 今井健児君。

1 番（今井健児君） 現時点の第5次振興計画、当然目標あってそれに向かって今動いているかと思うんですけども、今回のアンケートと照らし合わせて、ぜひ、まず5次振興計画の目標達成に向かって走っていく中で、計画のほうはかなり長い時間がかかるといことで、令和5年のほうからもう策定委員会等々開いてやっていくということなので時期的なものは分かりました。

また、次に聞きたかったんですけども、アンケートが一度きりなのかというところも、パブリックコメントをまた設けて町民の皆さんからご意見を頂くということによろしいですか。

そして、すぐにでもこの結果の内容によっては、もう、すぐ行動に移せる施策へ展開できるような形もあるかと思うんですけど、この点について部長お伺いします。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） すぐにでもアンケートを取り入れてよいのではないかにつきましてお答えいたします。

住民意識調査の結果は、集計や分析を行い、調査結果のポイントや次期振興計画への反映の方向性などを職員において情報共有を図る予定で、その後にこの調査結果の中ですぐにでも対応できるものは、必要性等を検討した上で業務の改善等に生かしてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（田中三江君） 今井健児君。

1 番（今井健児君） ぜひ、今取り入れていけるようであればというこなので、取り入れていただきたいと思います。

それでは、1番の町の現状評価と基準についてお伺いしたいと思います。

今回のアンケートなんですけれども、非常にシンプルで分かりやすいアンケートになっていると思うんですけども、ちょっと細かく言うと、納得度という部分で5段階評価になっています。ここはもう実際に町民の皆さんの感度でお答えを頂くと。

次に、資源配分というところがあるんですが、この資源配分っていうのを町民の皆さんに聞いたときに、その何をもって、当然、だって全て配分もしっかりやってもらいたいっていう、極端な言い方ですけども、その配分っていうところのアンケートが少し分からなかったんですが、町としてはこのアンケートを今回やることに対して、ここで見える何かという目的が多分あって、この資源配分というのをやっているかと思うんですね。

その基準、現状今こうだから、今回のアンケートでこう見えたと、その差異が町と

やっぱり町民との感度の違いがこうあるよねということが分かるためにやるのか。その辺ちょっとよく分かりづらいんですけど、実際その今回のアンケートでそういった町側の何か基準、返ってくる答えに対して、こうだったのにこうだったね、そういった基準があるのかどうか、ちょっとお伺いします。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

住民意識調査の資源配分の設問につきましては、それぞれの施策ごとに現在の状況をゼロとして、プラス3からマイナス3の範囲で選択していただくもので、今回の調査から採用した設問になります。

この結果と比較し、町民と町の意識の差を見るような町の基準はございませんが、住民意識調査の結果は、次期振興計画の策定に反映し、今後のまちづくりに生かしてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（田中三江君） 今井健児議員。

1番（今井健児君） 町民の皆さんにとって、それぞれ増やしてほしいものってあるかと思うんです。増えたほうが当然いいんですけども、逆に私から見ると、ではこの今の答弁を含めると、逆に減らすっていう配分、ここも今回ありますよね、増やす、減らす。この減らすっていうところに注目すればいいですね。どう感じていて減らしてっていうその答えが、私はこれは継続なので、またその結果が出て何かが見えればいいのかと思います。

次の質問にいきたいと思います。

立科町の良いところベスト3・良くないところワースト3と。

今回のアンケートでとても興味深かったのは、この端的にこの立科町の答えっていうシンプルなアンケートこそ、本当に客観性のある立科町を本当に俯瞰できるような、企画課のほうで考えたのか分からないんですけども、すばらしいアンケートであるというふうに思っております。

実際にこれから質問をしていくわけですけども、町のトップである町長にこのシンプルな質問、今日はお答えしていただきたいと思います。私も答えを持ってきましたので、その辺を照らし合わせながらやっていきたくと思います。

では、まず、まとめていいですか、立科町の良いところを3つと良くないところを3つ、町長お願いします。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 今回の意識調査の中にこれも入っていましたが、私も今町長という立場もあるでしょうが、今日まで立科町で自分自身が生きてきて、生活をしてきた中で、立科町の良いところ、悪いところ、これは要するに純粋に考えてご答弁をさせていただきたい。ですので、いろんなものを加味しての問題ではなくて、純粋に考え

たことというふうにご理解を頂いてお聞きを頂きたいと思います。

まず、私の思う立科町の良いところベスト3、これはベスト3だけじゃなくてもっとあると思うんですが、ベスト3にしますと、1番目は何と言っても、やはり「豊かな自然、それと歴史の水」、要するにすばらしい清らかな歴史の水です。

歴史と私つけたのは、やはりいわゆる江戸時代からのああいったことがなければ、現在の立科町のこの繁栄はない、生活がないわけですので、そのところでただ単に清らかな水ということではなくて、歴史の水というふうには捉えております。

それから2番目ですけれども、「他に誇れる農畜産物」というふうにさせていただきました。これはその純粋な農畜産物そのものとしてのものは当然りんごもありましょう、肉もありましょう、いろんなものがありますけれども、そういったものがしっかり生かされての農畜産物の誇れる農畜産物というふうになるかと思えます。

3番目は、私はこういった部落、区、そういう単位の中で、その上に立科町というくくりがある、これは大きなやっぱり財産だろうというふうに思いますので、「地域のまとまりのよさと団結力の強さ」、これが立科町の強みだというふうに思っております。このことがなければ、例えば人口が減少したとしても、地域がしっかりとそこに根差し、それを行政が下支えするということにつながってまいりますので3番目に入れさせていただきました。

続いて、立科町の良くないところワースト3、言いたくないんですが、まず1番目は、私も日頃から申し上げておりますが、町が抱える最大の課題である「人口減少、特に少子化」です。やはり少子化というのはその後の、子供さんの数もそうですけれども、やはり生産人口に響いてまいりますので、あくまでも人口減少、特に少子化というふうにさせていただきました。もちろん高齢の皆様方の問題もありますけれども、まずは人口に対しての対応というふうに思えます。

それから、2番目は「立地」です。この立科町が持っている立地、それは交通の利便性にもつながっていくわけですので、立地が、これはもう良い悪いは抜きにこういう状況があるということの中で、そういった立地の問題があるということで、交通の利便性。

3番目は、ないものねだりの話ですけれども、やはりならば大きい病院が欲しいわけですので、大きな病院などの医療機関、そういったことがこの町にはない、しいて言えば、長和町はああいった病院がございます。それが良いか悪いかは抜きです、今後の問題として。

それから商業施設の不足、なぜ商業施設の不足を3番目の医療機関の後ろにつけたかと言いますと、やはり、そうは言ってもやはり若者、お年寄りもそうですけれども、自身のやはりいろんな買物から始まって、そこに自身が身を置く、そういった集まりの場所、こういったものもそういったところに関わってくると思うんです。

そういったことも含めて、私は3番目のところに、今「大きな病院などの医療機関

と商業施設の不足」というふうに上げさせてもらいました。

以上です。

議長（田中三江君） 今井健児君。

1 番（今井健児君） 今、良いところベスト3、悪いところワースト3というところで答弁を頂きました。

私の答弁も一応ありますので、なくて全然いいんですが、まず、「合併をしなかったこと」、かなり個人的に私の答えなので、まずこれが好きなところ、誇れるところ、ずっと大切にしたいこと3つあるのがまた微妙なんですけれども、合併をしなかったこと。

あと町長も他に誇れる農畜産物と、やっぱり町長でさすがだなと思いましたが、大きく捉えた答えですが、私はもうピンポイントで「おいしいりんご」、あともう一つなんですけれども、やっぱり「観光地があるところ」です、私はこれがやっぱり。

次にいきます。良くないところワースト3なんですけれども、私はこの立科町を生きてきて思ったことなんです、まず、「歴史文化を大切にしない傾向がある」、これは説明あったほうがいいですか。

一番に私思うのは、この芦田商店街をひとつ言わせてもらいます。今でこそ歩く方が増えてきたりするんですけども、当然もう町並みががらっと変わっています。これは未来のことを先読みすることなんてできないんですけども、奈良井宿とか様々なあいった町並みを残していたところと、そうでないところはやっぱり、これは地域性、この立科町民の一つの体質というんですか、そういったものなのかと思うんですけども、新しくしていくことって、日本はもう取り入れて新しくしていくっていうことがやはり往々にあるわけですけども、もったいなかったなという意味も込めてですけども、また次、資料館、山にあった資料館を壊したのはいいんですが、雨漏りでしたっけ、そういったものもあって壊すのはいいんですけど、では、なぜまずそこに建てたか、それをどういうふう考えたのか。ただ建てて、だめになった、終わりましたではなく、必要だからまず建てたというスタートがもしあるのであれば、やはり建て替え、もしくは場所を移してということだってできたんじゃないかということ。

あと松並木です。これもいろんな理由があってあの道のあのルートになっているかと思うんですけど、大切な残すべきものを分断してしまうと、真ん中に突っ切ってやってしまうことにすごく疑問を今も持っています。今大切にしようという話になっているんですけども、いやいやそもそも論だよねということがかなりたくさんあると。これは私の世代の一つの、私が思った答えです。これはよくないかなと思っているところでは。

それから、もう一つは町長と同じです。「交通の便が悪い」、これは地理的な条件

で仕方ないと思います。

先ほど町長、豊かな自然、歴史の水、これも地理的な自然環境というところの良さというのが逆に悪いところ、奥地になって、人の手があまりかからないけれども、地図を広げれば少し奥地になりますね。そういったことで交通の便が悪い、これはもうよしあしで仕方ないところかと思います。

もう一つ、これ端的に思っているところなんですけど、「突出しようとしなさい」、1位を目指さないというんですか、分かりやすく言えば。何かの一つこう1位という、何かこの町、これは絶対負けないというものをあまり伸ばしたがるらないという言い方をしたりするんですけど、これ、これからの質問に関係してくるので、今日のキーワードの一つなんですけど、独自というところで町長と話していきたいと思います。

町長、これで一応良いところと悪いところと、2人だけのこのやり取りで見えてきたんですけども、単純に、今回これ企画課のほうで集計するかと思いますけど、ここに出てくる良いことっていうのが、本来みんなの思っている良いこと、これを単純に伸ばしていく、全部じゃないとは思いますが、伸ばしていけるものは伸ばしていく。

悪いところはどうか。目をつぶるんじゃなくて、町長もあまり言いたくないと言ったとおりなんですけど、やっぱりこれは受け止める。受け止めてのスタートというものを、もう一度これから第6次振興計画に関わるこの調査によって、いま一度みんなまで認識をして、課長も先ほど共有するっていう話ありましたけれども、やっぱり悪いところは悪いところで認める。もう交通の便が悪いなんて認めざるを得ないですし、今後よくなる可能性すら正直私はあまり見えないし、そこは逆に強みとして出せるんじゃないかと、そういうプラスで考えていく、認める、そういったことをぜひ共有というところでは楽しみな、ほかにもたくさんいろんな答えがあるかと思っていますので、楽しみにしたいと思っております。

続きまして、町長、もう一度お願いします。質問のもう一つ最後に、「立科町に住み続けるとしたら、10年後にどんな町になってほしいと思いますか。あなたが想像する魅力的な立科町のイメージを25字以内でお書きください」と、これは最後のアンケートにあるんですけども、町長、長くなっても結構なのでお願いします。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） それでは、お答えをさせていただきます。

これも先ほどとちょっと同じようになりますけれども、やはり今後の策定する第6次振興計画の基本構想の理念にあまり影響を与えてはいけませんので、あくまでも私の所見ということでお聞きを頂きたいというふうに思います。

私はおおむね2つあるんじゃないかと思っております。

1つは、立科町が目指すこれからの10年後、どんな町になっているんだろうという中で、私は大事なものは、若者もお年寄りも非常に大事であります。どちらが欠けても

だめだと思っておりますので、「若者と高齢者が融合した自立堅持の町」。

自立をしていきたいというのは、いつの時代か合併という問題も出てくるでしょう。しかし、そこには必ず末端には立科というものが残るはずで、ですので、それは大きく見て自立を堅持している町という一つの位置づけになるであろうというふうには思っております。もちろん今のまま自立していけることがベターではあります。

それから2つ目は、「美しい自然を生かした観光と農業の町」というふうにならなくともかっこよく言っていますけれども、実際にこの中身は、やはり里の農業の活性化なくして山の観光地なし、また、山の観光地なくして里の農業なしということで、互いのしっかりとした互いの持つよさ、これを先ほどの融合じゃありませんけれども、これがしっかりと互いに連携する部分、これがなされなければ、これからの立科町の繁栄はないだろうというふうに思っています。

議長（田中三江君） 今井健児君。

1 番（今井健児君） 2つあるということで、「若者と高齢者の自立を堅持した町」と、もう一つが「美しい自然を生かした町」、そこにはいろんな多くの含んでいる言葉があるかと思うんですけども、私もちょっと抽象的なんですけどもイメージということで、「全ての人々を受け入れ、包み込み、近隣から親しまれ、愛される町」というのを10年後に私はイメージをしているんですけども、1つ目の若者と高齢者が自立しているところの意味では、非常に町長、願いも込めた10年後に向かっていくべきすばらしいお答えかなと思います。

美しい自然を生かした、これも人と自然が輝く町をキャッチフレーズに、結局観光と農業の町というベースをしっかりと考えた上でのお答えだと。これ2人でこの意見が出たから、ここでどんなことがということはないんですが、次の質問は、私大事だと思っています。

10年後どんな町になってほしいかって、あとこの良いところ、悪いところというところで、職員にもアンケートをぜひしてみたいかと思っています。これはそんなに固くなくてもいいとは思いますが、この裏面の、今回のこの意識調査の裏面だけでもいいと思うんです。これの狙いとして、これは課長にお伺いするんですけども、やっぱりプレイヤーであるのは皆さんで、職員の皆さんはまちづくりの核であると私は認識しています。

だから、それを各課、それぞれ関係ないって言ったら失礼なんですけども、携わっていない業務のものもあるかと思っています。そういった各課を超えた視点だったり、やっぱり町民の皆様を外だと例えますと中、いわゆる職員の皆さんは中ですね、この中と外の違いなどが見えることによって、何か新しい発見があったりもするんじゃないかというのが一つと、あとやっぱり職員として、個人としても答えをしっかりと持っているべきなんじゃないかと。

今、町長と自分でも答えが違った部分って多々あるんだと思うんですけど、それは

もういろんな人がいますからいいかと思うんですけど、今、副長、教育長も今ここでぱっと振ったときにお答えが頂けるかどうか。やっぱり職員としては、しっかりとそういうこの町の良いところ、悪いところ、またはそういったイメージ、目標、常にこういうのを持っていくべきではないかという意味では、これを中側の部分、逆に職員にこのアンケートを取るべきじゃないかというふうに提案したいんですけども、課長、いかがでしょうか。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

職員にアンケートをしてはというご提案についてお答えいたします。

次期振興計画の策定において、職員は素案の作成段階から計画策定に携わり、住民意識調査の結果等を基に全体的な視点で素案の策定や検討を進めていくこととなりますので、現段階で職員にアンケート調査をすることは考えておりませんが、前回の計画策定の際、素案策定段階で職員のワークショップを開催し、町の将来等について職員から意見を聞いた経過がございます。そのような機会をつくることも検討したいと考えております。

以上です。

議長（田中三江君） 今井健児君。

1 番（今井健児君） 今6次振興計画、あくまでもこれに向かってなので、まだ時間がありますので、ぜひ今少し前向きな答弁を頂いたので、まだ検討していただいて、そんなに難しい質問じゃなくていいと思うので、やっていってもらえたらと思います。

ちょっと今回、今この質問をまとめますけれども、私、今回の質問で町長にお伺いしたいことがあって、やっぱり町長も独立堅持ということで言っていますね。私ももちろんその考え方で議員をやっているんです。この独立をしていくために、これから立科町は何が必要なのかというのが大きなテーマで私質問をさせていただいています。

そういった意味で、今回良いところと10年後とで私が答えた答えは、ある種、自分の意見でもありながら、外から見る、町外から見たとき、町外っていうところがちょっとキーポイントになってきますので、よろしくお願いします。

それでは、次の質問にいきたいと思います。

2 番です。4年度重点指針の主要施策の振興公社設立準備・バイオマスボイラーの検討について。

今年度の重点指針の中で、2つ施策として町長挙げておられました振興公社設立の準備とバイオマスボイラーの検討というところなんですけど、今議会のほうにも特段動きが全然見えないので、ここで質問をしたいと思うんですけども、これは一つ準備って言いまして、一つ検討って言っているところ、ちょっとポイントにしたいんですけども、もう準備段階に入っているということですね。その進捗状況、あとどういったビジョン、何が入って振興公社、そういったところを町長、お伺いしてよろしいですか。

議長（田中三江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、議員の質問のお答えをさせていただきます。

まず、振興公社設立準備につきましては、町で進めているテレワーク推進事業について、住民ワーカーの登録者数が延べ90名を超え、今年度の受注金額が2,000万円を超える見込みとなっていることから、事業の今後の安定的な継続と発展を考えました場合、現在の町の事業から法人格を持つ団体へ移行する必要性を強く感じております。

加えて新たな法人を設立した場合、他の事業においてもその法人へ移行することで一層の推進につながる事業もあることから、町の活性化や地域振興を担う振興公社などの新たな法人設立に向けた調査研究を行う必要があり、令和4年度の重点指針の3番目に豊かな自然を生かしたまちづくりのこの重点施策として、振興公社設立準備を位置づけたものでございます。

また、権現の湯での木質バイオマスボイラーの導入の検討につきましては、私は令和2年6月の議会定例会において、立科町の気候非常事態宣言を表明をしました。これにつきましては、地球温暖化による気候変動を抑えるため、温暖化の要因である二酸化炭素の削減に向けて、大変なハードルではございますけれども2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指すということの宣言でございます。

その一つの取組として、権現の湯での木質バイオマスボイラー導入の検討を進め、町有林のみではないですが、町有林野等の主伐、間伐等により発生する用材とならない、用材は当然売れるものですが、用材とならない木材をチップ化し、ボイラーの燃料として利用することで温暖化対策にとどまらず、資源の有効活用やエネルギーの地産地消にもつながるものというふうに考えております。

このために、重点指針の4番目にも掲げておりますが、環境に優しいまちづくりの重点施策に位置づけて、職員によるプロジェクトチームを立ち上げ、連携して検討を進めております。

進捗状況の関係につきましては、この後、担当課長から申し上げますが、いずれにしても振興公社の問題もそうですしボイラーの問題もそうでありますが、やはりある意味、非情な決断ではありますけれども、それに向かって最終的なものに持つていくためには多くの課題もございます。これらをしっかりクリアしていくためには、慎重を期さなきゃならない部分が多々ありますので時間もかかります。しかし、これも百年の計ではございませんが、一度行ったものをそう簡単に戻すわけにはまいりませんので慎重を期させていただきます。

そんなことで議会の皆様方には、多くの内容もまだ述べていない部分もございますが、ご理解を賜り、この後の課長の答弁をあっていただきたいと思います。よろしく

お願いいたします。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） 振興公社設立準備及び権現の湯木質バイオマスボイラーの検討につきまして、進捗状況等を申し上げます。

まず、振興公社設立準備につきましては、テレワーク推進事業の雇用創出型テレワークをどのような法人へ移行すれば社会福祉型テレワークの自走が目指せ、事業の安定的な継続と発展が可能になるかについて、地方創生推進交付金を活用して、法人の設立やこの事業等に明るい有識者に依頼をし、設置準備のための調査研究を進めております。

具体的には、振興公社などの新たな法人を設立する場合の法人の形式、法人のビジョン、組織構造等を研究・検討し、事業構造としてテレワーク推進事業以外に株式会社立科町農業振興公社たてしな屋の事業、空き家活用事業、指定管理施設運営事業などを参画する事業の候補として、詳細な事業内容や収支状況等を調査、分析し、法人への移行の是非を検討しております。

振興公社などの新たな新法人の方向性や設立時期につきましては、現時点では、新たな法人設立に向けた調査・研究中であり、具体的に申し上げられる段階ではございませんが、方向性が定まった段階でお示ししたいと考えております。

また、権現の湯の木質バイオマスボイラー導入の検討につきましては、立科町プロジェクトチームの設置及び運営に関する規定に基づき、温泉館ボイラー整備検討プロジェクトチームを昨年10月に設置し、総務課財政係、産業振興課農林係、建設環境課生活環境係、そして企画課の職員により検討を進めております。

現在、灯油ボイラーと併用しているヒートポンプは、多額の修繕費や電気料などの維持費がかかっております。このため木質バイオマスボイラーを導入する場合は、ヒートポンプ設備を撤去していく想定であり、平成20年度に補助事業で導入したヒートポンプの15年の耐用年数を迎える令和6年1月以降の導入となる見通しであることから、現在プロジェクトチームの中の関係します職員で費用対効果や財源について調査・検討を進めておるところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 今井健児君。

1番（今井健児君） 今公社の中身も頂いたわけです。テレワーク、空き家、権現の湯とこれらをまとめて新しい公社を今準備をしてやっているということですのでよろしいですね。

町長もまだこれから先に課題があると、当然そうだろうかと思います。実際、公社になってよかったという未来を創っていきたいというふうに思うわけですが、これをちょっと町長に今ある公社、農業振興公社っていうのがあるんですけど、これについてちょっと確認をさせていただきたいんですが、農業振興公社は遊休荒廃地対策と農業所得の向上を目指して設立をしたという一つのこの設立の目的、定款があり

ます。

これは10年弱歩いてきたわけですが、実際にこの遊休荒廃地対策と農業所得の向上と、これに対しての町長、今現在の評価っていうのはいかがですか。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） それではお答えをさせていただきます。ちょっと長くなるかと思いますが、お聞きをいただきたいと思います。

株式会社立科町農業振興公社、いわゆる屋号としてはたてしな屋の設立の目的は、議員おっしゃっておられますように、遊休荒廃地の対策と農家の所得の向上を目指すというこの大前提によって、その目的によって設立をされて、令和3年度におきましては11年が経過ということでございます。

まず、遊休荒廃地対策としましては、平成24年から町内3か所、約60アールにおいて、ワイン用ブドウの試験的な栽培をしまして、今では町内で約13ヘクタール、当時は60アールですが、現在では13ヘクタールが作付がされております。また、栽培面積、試験栽培を行った農地は意欲のあるワイン用ブドウ栽培者へ引き継がれてもおります。

ソバの栽培では、長野県推奨であるひすいそばの作付や信濃1号の作付、ブルーベリー、ニンジン、バレイショや大豆、最近では落花生にも着目して栽培などを行い、荒廃農地対策として試験栽培に取り組んでいるところでございます。

また、新聞でも取り上げられましたけれども、関東方面の小学生にサツマイモ掘り体験を行いました。小学校からは翌年度以降も継続的に前向きな意見があったと聞いております。また、たてしな屋としましては、収穫期を見定めることとともに学習指導も行い、教育の一環として受入れを行っているところでございます。

令和4年度から立科町そば生産者組合の事務局も担い、刈取りから販売までの作業体制、農家との連携調整も行っておるところでございます。

飛躍的に荒廃地が減少するというものではありませんけれども、農地を農地として維持していくことは大変重要なことでありまして、大切なことだと考えております。今後も引き続き試験栽培を行いながら、荒廃地対策を行ってまいりたいというふうに思っております。

農業所得の向上につきましては、先ほども述べましたけれども、ワイン用ブドウ栽培を試験的に行い、当町でも栽培が可能であるということが試験結果として出ていますので、町と、要するに立科町とたてしな屋が協力して推進を行っているところで現在でございます。

現在の栽培農家は令和3年度末で11名おります。ソバにつきましては、長野県推奨のひすいそばの栽培も取り入れ、希望する農家に栽培をお願いしており、立科で栽培されたソバは加工品の開発も進めているところでございます。

いわゆるこれらソバにつきましても、ひすいそばを立科町の特産にしたいわけであ

りますけれども、量的な問題や生産、それから新たな取組としては、それらを融合したそばができないのかということも含めて今調査研究を続けております。こういった中で、試験的に食べていただくという、そういった試みも図ってきております。今後も立科町で作付可能な作物等を調査研究して、農家の所得向上につながれば良いというふうに思っております。

ともかく、この農業振興公社の設立目的であります立科町の農業者の皆さんの所得向上もそうでありますけれども、やはり広大に広がってしまった遊休荒廃農地の解消を図ることが大前提であります。これが最終的には環境にも影響しますし、先ほども申し上げましたが、美しい自然という立科のよさ、これも失われる一因でもありますので、これらを含めて、ただ単に生産性を上げれば良いというだけの問題ではないというふうにも考えておりますので、ご理解賜りながら、今後とも議会の皆様とも議論をしながら進めてまいりたいと、こういうふうに思っております。

議長（田中三江君） 今井健児君。

1 番（今井健児君） この質問をさせていただいたのも、また次につくるこの新しい振興公社、この設立目的に沿ったものであってほしいと。しっかりそれに忠実にまずやるべきだと思ひまして今質問をさせていただきました。農業振興公社に関しては、時間もあれなのでまた違う機会で質問していきたいと思ひます。

ちょっと時間も少しなくなってきましたんですけども、バイオマスボイラーのことについて課長にお伺いしたいと思います。

このバイオマスボイラーなのですけれども、令和6年1月以降、もう時間はあまりないかと思うんですけども、これ非常にいいことだなというふうに思っています。循環型社会、地産地消と言っていましたけれども、やはり自治体として地域資源を生かす、これは一つの役目だと私は思っております。

これからの社会、脱炭素社会という形で町長のほうも宣言された項目の中に、森林資源の適切な管理やそれを生かしていきますということをやっぱりうたっている以上、いわゆるこの立科町、先ほど良いところの一つでもあった自然環境、これを生かしていくということを立科町の特色、独自のものになるのかなというふうに思っています。

このときに視野を広げるとすれば、産業振興課のほうでも循環型社会の推進ということで言っています。木質バイオマスエネルギーの導入とか、新エネルギーの導入促進とか森林整備とか、これは第5次振興計画で今言っているわけですね。これを第6次に向かって、このボイラーを起点に、大きくこの立科町のベースとなる社会、立科町の社会を変えていける一つの要素となるんじゃないかというふうに私思っております。

バイオマス、バイオマス発電ってなるとちょっと違って来るんですけども、このバイオマスボイラーということに関しては、ぜひ大きな枠で捉えてほしいと思ひます。これはただボイラーを置けばいいというものではないです、供給源をつくらな

ければいけないです。このシステムをしっかりとつくれるば、ボイラーにとどまらず多くの広がりがあるんじゃないかというふうに思っていますけれど、課長、この辺は産業振興課長と連携して検討していたりとかしますでしょうか。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

このバイオマスボイラーの検討につきましては、当然のことながら産業振興課だったり、あと建設環境課とも連携をして進めていかなければいけないと考えております。そのために温泉館ボイラー整備検討プロジェクトチームをつくりまして、その職員にも入っていただいて検討をしているところでございます。

広がりがあるということは今言われたんですけども、権現の湯での木質バイオマスボイラーの取組が基礎となって、この後に別の施設やあと事業にも発展していくことは今議員さん言われたとおり十分考えられると思います。そのためにも、まずはこの調査研究を進めていきたいと考えております。

以上です。

議長（田中三江君） 今井健児君。

1番（今井健児君） 既に中央公民館、木質ペレットで暖房たいしていますよね、やっていますか。そういった公共施設での暖房としてもやっぱり幅広くこれから、今回の一般質問では複合施設のことが出ました。小中一貫校なんですね、ただ、これはまだ先でありますし、未来でいえば役場庁舎だって変えなきゃいけないでしょう。

まだほかにも公共施設は更新していかなくちゃいけないときに、どういったものを取り入れていくかということを考えてときに、この資源を生かしたベースになるっていう、これは立科町のやっぱり強みであるんじゃないかと。大きく未来を捉えたときにぜひ、ちょっと多少高くつくとはしても、この社会がつくられるということは、もうそれだけの価値、経費以上のものがやっぱりあるかと思しますので、課長よろしくお願いします。

次の質問に行きたいと思います。

風の子広場の重要性について行きたいと思います。

今回のこの風の子広場、重要っていえば、もうこの町にあるもの全てが重要なんですけれども、私、複合施設の話で以前から町長に質問してきている中で、権現山運動公園の整備について、これが最初にできたのを第1次として捉えて、今約40年の歳月が流れ、複合施設の整備と合わせて、権現山運動公園を一度整備したほうがいいんじゃないかと、この第2次権現山整備計画って私言っているんですが、今後大きな視点で、この町に突出するエリアをつくるべきんじゃないかというところをバックに、今回は風の子広場についてちょっとお話をしていきながら最後にちょっと大きな話を町長としていきたいと思っています。

時代の変化に対応、ニーズに応えた再整備の必要があるように思うが、町としての

認識はということで町長お願いします。

議長（田中三江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、時間もあれですので取り急ぎお話をさせていただきます。

議員の質問に対しては、まず権現山運動公園にあります風の子広場は、ご案内のとおり平成10年6月11日にオープンした公園であります。この風の子広場が権現山一帯に対して、立科温泉権現の湯、野球場、多目的運動場、体育センター、マレットゴルフ場、テニスコート、屋内運動場等々、立科町の教育福祉の拠点というものの中で、その一つの施設として整備されたものであります。

したがいまして、オープンから24年が経過しましたがけれども、今なお立科町にとって内外に誇れる公園でありますし、多くの皆様に愛され、親しまれている公園であるというふうに私は認識をしております。

公園内には遊具として、滑り台やブランコ、あるいはターザンロープ等があり、あわせて大切な芝生の広場、それから親水広場、遊歩道、あずまや、駐車場、多目的トイレ、水路等々、整備がされております。

風の子広場は、ほかにはない利用時間に制限なく、日の出から日没まで家族連れでお弁当やおやつを持って気楽に出かけられる公園ということで特長があるかというふうに思っております。

安全面では、毎年度、専門業者による遊具の定期点検を行いながら、その点検を踏まえて、遊具の修繕、更新に取り組んでおります。また、芝生等の草刈りを定期的を実施し、ただいま議員がご質問の時代の変化に応じた公園の再整備の必要性についても出ておりますけれども、これらについても遊具の修繕や更新等を行っていくということがまず大前提、その上に立って、今後とも公園が誇れる、誰でも一緒に楽しく遊べる公園づくりということで、これらをしっかりと今後も整備を図っていく、そういう体制だというふうに思っております。

議長（田中三江君） 今井健児君。

1番（今井健児君） ちょっとつかみどころが少なかつたんですが、町長、直球でちょっと質問したいと思いますが、この権現山運動公園っていうのも再整備をしたほうがいいんじゃないかと思いますが、すぐじゃなくても構わないです、第6次でもいいんですが、今後これ再整備は必要あると私は思っているんですが、いかがですか。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 今後ということでございますけれども、やはり権現山運動公園一帯というのは、先ほども申し上げましたけれども、教育福祉の拠点ということもございます。

そういった中で、ああいったスポーツ施設やコミュニティの施設、あるいはその議員ご質問の風の子広場、こういったものは、やはり子供さんから大人までが利用でき、愛され、親しまれているわけでございます。これはやっぱり一体的に捉えていただきたいというふうにも思っております。風の子広場だけを捉えて、何かをどうのこうのということにはならないだろうというふうに思っております。

今後、まちづくり創生会議の部会の皆様からもご意見やご提言を頂いております。これらについては、役場で持っております構成するプロジェクトチーム、そしてまた一番大事なのは、私は何といたっても焦る必要はなく、町民の皆様の意見もしっかり入れていかなきゃいけないというふうに思います。もちろん私にも私案はあります。ですが、それはあくまでもトップとして最終的に出すのは最終的な結論です。その前にあるのは、やっぱり町民の皆さんが時代の背景の中でどのように考えているのかというの年代層によっても違いますが、そういったことも含めて、そういった皆さんのあれをしっかりと取り入れていく中で、この骨組みをどういったものにしていくのかという骨組みになってくると、こういうふうに思っておりますので、ちょっと議員の質問に対して答えになっているかどうかは分かりませんが、そのように私は考えております。

議長（田中三江君） 今井健児君。

1 番（今井健児君） 町長、その町民の皆さんの意見を取り入れる機会ってというのは、いつありますか。これは第6次振興計画のパブリックコメントなのか、どこでその意見を取り入れるか。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

もちろん第6次振興計画の中に、これは当然組み込まななきゃいけないことですし、それは当然町民の皆様からのそういった多角的に出てくるご意見、これは当然ある意味重要視していかなきゃいけないと思いますが、ただ、それはあくまでも第6次振興計画の中でのいわゆる設問ではありますが、そうではなくて、この運動公園の風の子広場をはじめとする、あの公園一帯の整備と、あるいは今後どうするのかということと必ずしも合致しない部分も出てくると思います。ですが、やっぱりそこら辺はある程度整合性は取る必要がありますけれども、そういったことで重要視はしてまいりたいと思っております。

議長（田中三江君） 今井健児君。

1 番（今井健児君） この質問は引き続きしていきたいと思っておりますので、まとめさせていただきたいと思っております。

今回、ベスト3、町長にお伺いしました。このアンケートで客観的に見える立科町の良さを伸ばしていくべきだと思っております。自立堅持っていうお話もしましたけれども、最終的に外から見たときに、私の町外の知り合いの方は、立科町はよく分かっていな

い方が多いんです、実は。町長、これは認識しなきゃいけないです。まだ立科町の認知されているのってすごく低いんですよ。だから生き残るためにやっぱり求められる、この立科町としての価値を上げていく必要性っていうのはあるかと思います。そういった意味では、突き抜けていかなきゃいけないものがやっぱり必要だということをお伝えして、私の一般質問を終わりにします。

議長（田中三江君） これで、1番、今井健児君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日は、これで散会します。ご苦労さまでした。

（午後0時02分 散会）